

差別のない明るいまちを  
子どもの権利

◆今、なぜ、「子どもの権利」なのか

子どもをめぐる状況には、依然として厳しいものがあります。子どもが引き起こす衝撃的な事件が社会問題となり、児童虐待、不登校、いじめなど学校教育をめぐる問題も継続しています。さらに、薬物やインターネット上のトラブルなど新たな問題も起きています。

このような子どもの問題に対応するとき、あるいは普段に子どもと向き合うときにも、「子どもの権利」という視点でとらえ直すことが重要となってきました。

◆不登校

不登校の理由としては、情緒的な混乱、無気力、さらに、それらの複合的なものなどがあげられます。不登校の原因や背景には、学校におけるいじめ、教師による体罰や言葉の暴力、校則などによる抑圧的管理、理解しにくい授業まであります。

不登校は子どもの権利という視点からとらえると、人身の自由・名誉・人格権、学習権をはじめとする子どもの権利の侵害になります。「義務教育」という言葉があるためか、学校に行くのは子どもの義務であるという考え方が根強く残っています。

しかし、学校は子どもにとって義務として行かされるところではなく、一人の人間として成長・発達するのに必要な学習を保障するためにつくられた場です。したがって、国や自治体はそれに応え、子どもが進んで学校に行き、学習できるように条件を整備し、子どもに合った学習の場や内容を保障していく義務があります。

◆体罰・いじめ

学校教育法では、いかなる理由や場所においても、教職員が体罰を加えることは許されていません。このことは、人権の尊重を保障する日本国憲法と人格の完成を目的とする教育基本法

に裏付けられたものです。

しかし、「時と場合によっては必要」「愛のムチだ」「教育効果がある」「信頼関係があればよい」などと体罰を肯定する一部の教師や親がいることもあって、現実に体罰はなくなっています。

体罰は、その場では効果があるように見えても、子どもが自分で考える機会を奪い、子どもの将来の成長・発達を阻害することになります。さらに、「口で言ってもダメなら力で・・・」という理由で体罰が認められると、子どもたちが暴力の文化を学習してしまつて、権利の尊重や民主主義の精神を身につけることができなくなりま

す。体罰は問題の根本的な解決につながらず、子どもの尊厳と権利を否定する行為だという認識をもち、体罰に頼らずに子どもに理解させる方法を身につけることが教師や親にも必要です。

また、いじめも深刻な社会問題です。特に、最近はいンターネットなどを利用した巧妙で陰湿ないじめが多く、中には遊び感覚でやっているケースも見られます。

しかし、いじめられる子どもにとつては深刻な問題で、時には死に至るまで追い込まれることがあります。いじめを解消するには、すべての子どもたちに「いじめは、いじめられる子どもの

尊厳と権利を侵害する行為である」ことを認識させなければなりません。

いじめられている子どもに対して、「もつと強くなれ」とか「そんなことに負けてはダメ」というような対応ではなく、その子どものありのままを認めて寄り添い、温かく支援することが大切です。さらに、いじめられている子どもが容易にSOSを発することができて、効果的に救済される仕組みをつくることも必要です。

◆ネットトラブル

インターネットは、パソコンや携帯電話の普及により子どもの生活に切り離せないものになっています。その一方で、ネット上での差別的な書き込みや個人情報漏えい、学校裏サイトにおけるいじめ、有害サイトの閲覧、悪質なサイトからの不法請求によるトラブルなどが増えています。

そのため、携帯電話の所持やインターネットの使用を禁止する動きもあります。しかし、それでは子どもの情報を得る権利が保障されなくなります。親は、日頃から子どものネット利用状況をよく把握しておくとともに、その危険性や問題の解決方法、利用のルールづくりなどについて、ともに考え、話し合うことが必

要です。もちろん、自分の考えを相手にしっかりと伝える力と、子どもたちに正しく理解する力、子どもたちに身につけさせることも有効です。そのためには、子どもたちに自然の中の遊びやさまざまな人との交流などを多く経験させることが必要になります。

◆虐待

「しつけ」だという理由づけや子育てがうまくいかないことによるあせりなどから、保護者が子どもに暴力を加え、時には死に至らせる虐待事件が深刻な社会問題となつています。虐待は、子どもの心身に重大な影響を及ぼす権利の侵害です。子どもは親の従属物ではなく、独立した人格を持つ権利の主体です。

親は最初から親の力を持つていないのではなく、子育てをしながら親の力をつけていくものです。そのためには、親が安心して子育てをすることができ、子どもの権利が守られるように、周囲がさまざまな形で親を支援していくことも重要です。

参考・引用文献 「子どもの権利」(財)人権教育啓発推進センター発行

